

法人事業税

この税は、会社等の法人が事業を行う場合には、道路・港湾・教育・保健衛生その他各種の公共施設を利用し、様々な行政サービスを受けていることから、その経費を負担していただくという趣旨で設けられたもので、県内に事務所又は事業所を有する法人に課税されるものです。

■納める人

- 1 県内に事務所(事業所)を有し、事業を行っている法人
- 2 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの)

■納める額

$$\text{税 額} = \text{所得割額} + \text{付加価値割額} + \text{資本割額} + \text{収入割額}$$

所得割額 …… 所得

付加価値割額 …… 付加価値額(収益配分額(報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料)±単年度損益)
※ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、その超える額(雇用安定控除額)を収益配分額から控除します。

資本割額 …… 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定された額)
※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金等の額が「資本金＋資本準備金」の額を下回る場合は、「資本金＋資本準備金」の額が資本割の課税標準となります。

収入割額 …… 収入金額(電気供給業、ガス供給業及び保険業)

1 普通法人(外形標準課税対象法人以外)

割	軽減税率	課税標準	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日から開始する事業年度の税率
所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円超年800万円以下の金額	5.1%	5.3%
		所得のうち年800万円超の金額	6.7%	7.0%
	軽減税率不適用法人	所得	6.7%	7.0%

※ 平成20年10月1日から平成22年9月30日までの間に解散した法人の清算所得については、全て5.3%です。

※ 平成22年10月1日以降に解散した法人は、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

※ 「軽減税率不適用法人」とは、三つ以上の都道府県に工場や支店等がある法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいい、「軽減税率適用法人」とは、それ以外の法人をいいます。特別法人や外形標準課税対象法人についても同様です。

2 特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)

割	軽減税率	課税標準	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日から開始する事業年度の税率
所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円超の金額	4.6%	4.9%
	軽減税率不適用法人	所得	4.6%	4.9%

※ 平成20年10月1日から平成22年9月30日までの間に解散した法人の清算所得については、全て3.6%です。

※ 平成22年10月1日以降に解散した法人は、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

3 外形標準課税対象法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)

割	課税標準	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度の税率	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度の税率	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度の税率	令和4年4月1日から開始する事業年度の税率
所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	2. 2%	1. 6%	0. 3%	0. 4%
		所得のうち年400万円超年800万円以下の金額	3. 2%	2. 3%	0. 5%	0. 7%
		所得のうち年800万円超の金額	4. 3%	3. 1%	0. 7%	1. 0%
	軽減税率不適用法人	所得	4. 3%	3. 1%	0. 7%	1. 0%
付加価値割	付加価値額	0. 48%	0. 72%	1. 2%		
資本割	資本金等の額	0. 2%	0. 3%	0. 5%		

※ 平成20年10月1日から平成22年9月30日までの間に解散した法人の清算所得については、所得割は全て2.9%です。

※ 平成22年10月1日以降に解散した法人は、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

※ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人に加え、以下の法人が外形標準課税の対象となります。

- ①前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人(令和7年4月1日以後開始事業年度から適用)
- ②資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等(特定法人)の100%子法人等のうち、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人(令和8年4月1日以後開始事業年度から適用)

4 電気供給業(下記5の事業を除く。)、導管ガス供給業、保険業を行う法人

割	課税標準	平成24年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	0. 9%	1. 0%

5 電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人

【資本金1億円超の法人】

割	課税標準	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度の税率	令和2年4月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	1. 0%	0. 75%
付加価値割	付加価値額	—	0. 37%
資本割	資本金等の額	—	0. 15%

【資本金1億円以下の法人等】

割	課税標準	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度の税率	令和2年4月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	1. 0%	0. 75%
所得割	所得	—	1. 85%

6 ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人

割	課税標準	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度の税率	令和4年4月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	1. 0%	0. 48%
付加価値割	付加価値額	—	0. 77%
資本割	資本金等の額	—	0. 32%

申告と納税

申告の種類		納める額	申告と納税の期限
1 中間申告 〔事業年度が6月を超える法人〕	(1) 予定申告	$\left(\text{前事業年度の事業税額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right)$	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	課税標準額(所得等) × 税率	
2 確定申告		(課税標準額(所得等) × 税率) － 中間納付額	事業年度終了の日から2月(会計監査人の監査を受けること等の理由によって決算が確定しない法人にあっては3月)以内
3 修正申告	(1) 申告した所得等金額等に不足額があったとき	課税標準額(所得等) × 税率 － 既納付額	速やかに
	(2) 申告をした後に税務署の更正又は決定を受けたとき		法人税を納付すべき日

※ 外形標準課税対象法人及び収入金額課税法人は、必ず中間申告が必要です。

これら以外の法人で法人税の中間申告義務がない法人、特別法人及び清算中の法人については、中間申告の必要はありません。

※ 申告と納税等は、法人県民税と併せて行います。

○ 分割基準

2以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人は、次の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額をあん分したものに税率をかけて計算した税額を申告し、納めます。

事業の種類	分割基準	
(1) (2)～(5)以外の業種 銀行業、証券業、保険業、 運輸・通信業、卸売・小売 業、サービス業 等	課税標準の2分の1:事務所数(各月末日の合計) 課税標準の2分の1:従業者数(事業年度末日現在)	
(2)製造業	従業者数(事業年度末日現在) ※資本金1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍	
(3)鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル(事業年度末日現在)	
(4)ガス供給業 倉庫業	事務所等の固定資産の価額(事業年度末日現在)	
(5)電気供給業	発電事業等、 特定卸供給事業	課税標準の3/4:事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4:事務所等の総固定資産の価額
	送配電事業	課税標準の3/4:事務所等の所在する都道府県において発電所に接続 する電線路の送電容量 課税標準の1/4:事務所等の総固定資産の価額
	小売電気事業等	課税標準の1/2:事務所等の数 課税標準の1/2:従業者の数

(いずれも事業年度末日現在)

地方法人特別税(国税)の廃止及び特別法人事業税(国税)の創設

- 平成20年度税制改正で創設された地方法人特別税(国税)は、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止し、法人事業税に還元することとされていましたが、令和元年度税制改正において、還元された法人事業税の税率を引き下げ、新たに特別法人事業税(国税)が創設されました。
- 特別法人事業税は国税ですが、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に譲与する仕組みです。
- 法人事業税と併せて都道府県への申告納付が必要となります。

適用期日

【地方法人特別税】平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用

【特別法人事業税】令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用

納める人(地方法人特別税及び特別法人事業税)

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務がある法人

納める額(地方法人特別税及び特別法人事業税)

税 額	=	基準法人所得割額 又は 基準法人収入割額	×	税率
-----	---	----------------------	---	----

区 分	税 率			
	地方法人特別税	特別法人事業税		
	平成28年4月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで に開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人・特別法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	37.0%		
外形標準課税法人の基準法人所得割額	414.2%	260.0%		
特別法人の基準法人所得割額	43.2%	34.5%		
電気供給業のうち送配電事業、導管ガス供給業、保険業を行う法人の基準法人収入割額	43.2%	30.0%		
電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人の基準法人収入割額	43.2%	30.0%	40.0%	
ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人の基準法人収入割額	43.2%	30.0%	62.5%	

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。